

専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導事業

業務仕様書

1 業務の名称

専門職（栄養・口腔ケア）相談・訪問指導

2 事業概要

日常生活において自立しているが、低栄養や肥満のリスクがある高齢者や口腔機能低下のリスクがある高齢者に対し、栄養管理と口腔ケアを連動させたアウトリーチ型の支援を行うことにより「専門職による相談や支援を受けるべき人」に確実に支援が行き渡るための仕組みを構築し、介護予防と疾病等の重度化予防の取組の充実を図る。

また、介護予防の通いの場等へ医療専門職が訪問し健康相談や助言を行うことで、フレイルの前段階にいる市民についても健康意識の増進を図る。

3 業務の内容

(1) 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

ア 事業対象者への事業に関する通知発送業務

イ 管理栄養士及び歯科衛生士による相談・訪問指導業務（1人あたり3回相談・訪問）

栄養状態・口腔状態のアセスメント

栄養改善・口腔機能改善のプラン作成

栄養状態・口腔機能改善の評価

ウ 医療機関、歯科医院及び調剤薬局との連携

医療機関及び歯科医院に対して、事業参加者の診療となり得る情報の提供

事業参加者のポリファーマシーの精査と調剤薬局との連携

エ 前年度に実施した本事業参加者に対する事後の状況確認及び指導

(2) 介護予防の通いの場等での健康相談や指導（ポピュレーションアプローチ）

※参考：令和4年度実施時

介護予防の通いの場等：市内6か所

実施者数：約120名

(3) 本事業における実施状況報告等における書類作成

4 事業の対象者等

(1) 和光市にて抽出した市内在住の75歳以上の者で、フレイルのリスクを有すると認められる者（約400名）

(2) 令和4年度に実施した本事業（ハイリスクアプローチ）参加者（約100名）

(3) 介護予防の通いの場等に通っている和光市民

5 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

6 事業実施地域

和光市内の各日常生活圏域（北・中央・南エリア）

7 地域包括支援センターとの連携

本事業の実施に当たっては、地域包括支援センターと連携して業務を行うものとする。

8 医療機関、歯科医院及び調剤薬局との連携

本事業の実施に当たっては、医療機関、歯科医院及び調剤薬局と連携して業務を行うものとする。

9 業務実施日、業務時間

和光市の休日を定める条例（平成2年3月28日条例第1号）に規定する休日を除く毎日。ただし、和光市と受託者との協議により業務を要しない日時等を別に定めることができるものとする。

なお、本人の状況により、上記時間外の対応が必要となる場合は和光市と協議すること。

10 実施状況報告等

(1) 実施計画

ア 受託者は、業務開始にあたり、実施計画書を予め作成し、契約締結後すみやかに和光市に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、予め和光市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。

(ア) 業務実施体制（業務従事者の氏名及び実施体制図）

(イ) 業務スケジュール

(ウ) その他業務実施にあたって必要な事項

(2) 実施状況報告書

受託者は、業務内容について記載した実施状況報告書を契約期間中毎月作成し、翌月10日までに提出して検査を受けなければならない。なお、報告書の内容については別途指示する。

(3) 完了報告

受託者は、この事業を完了したときは、履行完了後速やかに委託業務完了報告書、収支報告書及び実施報告書を提出して検査を受けなければならない。

1.1 費用請求

実施状況報告書又は完了報告の検査合格後、検査合格部分について請求できるものとする。

1.2 その他

(1) 全般

事業の実施に当たっては、厚生労働省が発出する後期高齢者医療制度事業に関する通知等及び、「高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン」を踏まえること。

(2) 個人情報の保護

受託者は、本事業を実施する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、和光市個人情報保護法施行条例を遵守すること。

(3) 守秘義務

受託者は、本事業を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また契約期間満了後も同様とする。

(4) 再委託の制限

受託者が本事業の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ市に対し、別途契約で定める方法により再委託する業務の内容、再委託先、再委託に対する管理方法等の必要事項を報告し、承認を得なければならない。

(5) 備品等の取扱い

本事業の実施に必要となる機械・器具については受託者で対応するものとする。

(6) 苦情対応

支援対象者からの事業従事者への苦情等に関する対応は、原則として受託者の責任において行うこと。

(7) 危機管理

機器等の障害が発生した場合だけでなく、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障を来すことがないように十分な対応策を整備すること。

(8) 研修

事業の実施に当たり必要となる管理栄養士・歯科衛生士への研修は、和光市と受託者により行うものとする。

(9) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と和光市が双方協議して定めるものとする。